

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 援護行政の動向

先の大戦が終了してからやがて30年になろうとしているが,まだ戦後処理は完了したわけではない。援護行政は,戦後の初期にあっては,海外からの600万人余の邦人の引揚援護業務を中心としてきたが,現在は,戦傷病者戦没者遺族等援護法や戦傷病者特別援護法等の各種の法律に基づき,先の大戦で公務上の傷病等により死傷した軍人,軍属及び準軍属(旧国家総動員法による被徴用者及び動員学徒,軍の要請による戦闘参加者等)並びにこれらの者の遺族に対する年金等の給付を中心とし,その他旧軍関係の残務の処理が主なる業務として行われている。

これらの法律は毎年改正され,給付内容の改善や対象者の拡大が図られてきているが,今や年金等の受給者は高齢化の傾向にあるので,援護内容の一層の充実を望む声が強くなっている。

また,47年1月のグアム島での元陸軍軍曹横井庄一氏の発見救出に続いて,10月にはフィリピンのルバング島で元日本兵2名が現地警察軍と遭遇し,1名が死亡,1名が逃亡するという事件が発生し,調査の結果,死亡した者は小塚元一等兵であり,逃亡した者は小野田元少尉であることが判明したこと,更には日中国交正常化が行われたことなどから,未帰還者の調査究明,戦没者の遺骨の収集促進等を望む声が一段と高くなっている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族の援護

先の大戦において,公務上又は業務上の傷病により死亡した軍人,軍属及び準軍属は,200万人を超える。これらの者の遺族に対しては,恩給法,戦傷病者戦没者遺族等援護法等により,遺族給付が行われている。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律による戦没者の遺族に対する給付は,遺族年金,遺族給与金,遺族一時金及び弔慰金の4種である。遺族年金は,軍人軍属(恩給法該当者を除く。)が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した場合に支給される。遺族給与金は,準軍属が業務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した場合に支給される。48年3月末現在の受給人員は,第4-5-1表のとおりである。

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数

(単位:人)

	遺 族 年 金		遺 族 給 与 金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	47,666	78,125	43,893
先 順 位 者	31,977	69,390	38,180
後 順 位 者	15,689	8,735	5,713

厚生省援護局調べ

遺族一時金は,軍人,軍属及び準軍属が公務傷病に併発した傷病により退職後一定期間内に死亡した場合等で,他に遺族年金,公務扶助料等の給付を受ける遺族がいないときに給付される。遺族一時金の額は,軍人及び軍属については10万円,準軍属については7万円である。48年3月末までの支給件数は,軍人5,717件,軍属275件,準軍属29件,総数6,021件である。

弔慰金は,軍人,軍属及び準軍属が,公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により,16年12月8日以後死亡した場合に支給される。弔慰金の額は,軍人及び軍属については5万円,準軍属については3万円である。48年3月末までの支給件数は,軍人181万1,436件,軍属13万8,674件,準軍属11万2,489件,総数206万2,599件に及んでいる。

48年度においては,10月1日から,次のような処遇の改善が行われた。

ア 先順位者の遺族年金の額を23.4%引き上げるとともに,後順位者の遺族年金の額を7,000円から9,600円に引き上げる。

イ 遺族給与金の額についても遺族年金に準じて引き上げるとともに、準軍属の遺族に支給する遺族給与金の額が軍人軍属の遺族年金の額の90%相当額であったのを同額に引き上げる。なお、公務上の傷病によって死亡した者の遺族に支給する遺族年金及び遺族給与金の改善状況は、第4-5-2表のとおりである。

第4-5-2表 遺族年金及び遺族給与金の額

第4-5-2表 遺族年金及び遺族給与金の額

(単位:円)

			改正前 (48年10月前)	改正額 (48年10月以降)
遺族年金 (軍人軍属)	先順位者		240,000	296,100
	後順位者		7,000	9,600
遺族給与金 (準軍属)	被徴用者等	先順位者	240,000	296,100
		後順位者	7,000	9,600
	その他の 準軍属	先順位者	216,000	296,100
		後順位者	6,300	9,600

(注) 勤務に関連した傷病による死亡者の遺族に対しては上記の額の75%相当額が支給される。

ウ 日華事変間の本邦等において勤務に関連した傷病により死亡した陸海軍文官、軍属及び準軍属の遺族に、公務傷病による遺族年金又は遺族給与金の75%相当額の遺族年金又は遺族給与金を支給する。

エ 他に公務扶助料を受ける権利を有する者がある場合の軍人の遺族に支給する遺族年金の額を、配偶者については2万400円から2万8,800円に、その他の遺族については7,000円から9,600円に引き上げる。

オ 軍人恩給復活の際に60歳未満であった軍人の父母等で、恩給法の扶養加給対象にならない者に支給する遺族年金の額を7,000円から9,600円に引き上げる。

(2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

日華事変以後に公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人、軍属又は準軍属の妻であって、38年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者には、この法律によって、20万円の特別給付金(10年償還の国債)が支給されている。

48年度においては、次のような処遇の改善が行われた。

ア 20万円の特別給付金を受ける権利を取得した戦没者等の妻が、その後10年を経過した時点において、引き続き遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受けている場合に、改めて60万円の特別給付金(10年償還の国債)を支給する。

イ 47年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正により、新たに遺族年金等を受けることと

なった戦没者等の妻に対して,20万円の特別給付金を支給する。

ウ 38年4月1日以後死亡した者の妻として,遺族年金,公務扶助料等の遺族給付を受けることとなった戦没者等の妻(戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受給者を除く。)に対して,20万円の特別給付金を支給する。

(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により,16年12月8日以後死亡した軍人,軍属又は準軍属の遺族で,47年4月1日までに弔慰金を受ける権利を取得した者については,同一の戦没者に対して遺族年金,公務扶助料等の給付を受ける者がいないときに限り,その者に対して,この法律により,3万円の特別弔慰金が支給されている。

(4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

日華事変以後に公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人,軍属又は準軍属の父母又は祖父母で,戦没者の死亡当時,戦没者以外に子も孫もなく,更に42年3月31日までに子も孫も有するに至らなかった者は,同年4月1日に遺族年金,公務扶助料等の遺族給付を受ける権利又は資格を有するときには,この法律によって,10万円の特別給付金(5年償還の国債)が支給されている。

48年度においては,次のような処遇の改善が行われた。

ア 10万円の特別給付金を受ける権利を取得した戦没者の父母等が,その後5年を経過した時点において,引き続き遺族年金,公務扶助料等の給付を受けているか,又はこれらを受ける資格を有しており,かつ,その間に氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった場合には,その者に改めて30万円の特別給付金(5年償還の国債)を支給する。

イ 47年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正により新たに遺族年金等を受けることとなった戦没者の父母等に対して,10万円の特別給付金を支給する。

ウ 42年4月1日以後に死亡した者の父母等として,遺族年金,公務扶助料等の遺族給付を受け,又は受ける資格を有することとなった戦没者の父母等に対し,10万円の特別給付金を支給する。

なお,(2)~(4)の特別給付金等の額,支給件数等は,第4-5-3表のとおりである。

第4-5-3表 特別給付金等の種類

第4-5-3表 特別給付金等の種類

	金 額	給 付 の 種 類	支 給 件 数 (48年3月31日現在)
戦没者等の妻に対する特別給付金	20 万円	10年以内償還無利子の記名国債	414,836 ^件
	60 万円	10年以内償還無利子の記名国債	—
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	3 万円	10年以内償還無利子の記名国債	522,697
戦没者の父母等に対する特別給付金	10 万円	5年以内償還無利子の記名国債	15,771
	30 万円	5年以内償還無利子の記名国債	—
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	10万円(2-5款症の戦傷病者の妻に対しては5万円)	10年以内償還無利子の記名国債	107,662

厚生省援護局調べ

(5) 戦没者遺族相談員制度

戦没者遺族の福祉の一層の増進を図るため、戦没者遺族相談員の制度が設けられており、全国で940人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

48年度においては、10月1日から、戦没者遺族相談員の人員が1,410人に増員された。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

2 戦傷病者の援護

先の大戦において公務上負傷し,又は疾病にかかり,今なお障害を有する軍人,軍属又は準軍属であった者の数は14万人余に及ぶが,これらの戦傷病者に対する援護は,恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付と戦傷病者特別援護法による医療給付等がその中心となっている。このほか,戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法により,戦傷病者の妻に特別給付金が支給されている。

(1) 所得面の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法によって,戦傷病者(恩給法該当者は除く。)に障害年金又は障害一時金が支給されている。48年3月末現在の障害年金の受給者数は,軍人154人,軍属2,567人,準軍属1,951人,総数4,672人である。48年3月末までに障害一時金を受けた者は595人である。

48年度においては,10月1日から,次のような処遇の改善が行われた。

ア 軍人軍属であった者の障害年金及び障害一時金の額を23.4%引き上げるとともに,扶養親族加給の額を,配偶者については2万400円から2万8,800円に,その他の親族については,1人に限り7,200円から2人まで1人につき9,600円に,特別加給の額を3万6,000円から7万2,000円に,それぞれ引き上げる。

イ 準軍属であった者の障害年金及び障害一時金の額についても同様の引き上げを行うとともに,準軍属であった者に支給する障害年金等(加給を含む。)を,軍人軍属の障害年金等の額の90%相当額から同額に引き上げる。

ウ 日華事変間の本邦等において勤務に関連した傷病にかかり,現に第5款症以上の不具廃疾の状態にある軍人軍属又は準軍属であった者に,公務傷病による障害年金等の額の75%相当額の障害年金等を支給する。

戦傷病者等の妻に対しては,戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法によって特別給付金が支給されているが,その対象者は,12年7月7日以後の公務上又は勤務に関連した傷病により,38年4月1日において恩給法による特別項症から第5款症までに該当する障害者であって,同日において年金たる増加恩給等の給付を受けていた者の妻又は同日までに一時金たる傷病賜金等を受けたことのある者の妻である。給付金の額等については,前掲第4-5-3表のとおりである。

なお,48年10月1日から,47年度の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の改正により新たに障害年金等を受けることとなった戦傷病者等の妻に,特別給付金が支給されることとされた。

(2) 医療面その他の援護

戦傷病者特別援護法により,戦傷病者には戦傷病者手帳が交付され(48年3月末現在14万4,241人),次のような援護が行われている。

ア 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行う(48年3月末現在の受給者数6,331人)。

イ 長期入院患者に療養手当を支給する。支給額は48年4月より月額6,300円(48年3月までは,5,500円)である(48年3月末の受給者数169人)。

ウ 療養の給付を受けている者が死亡した場合,その遺族に葬祭費を支給する。支給額は1万6,000円である(47年度の支給件数61件)。

エ 更生するため医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行う(47年度の支給件数8件)。

オ 補装具の支給及び修理を行う(47年度の総件数7,757件)。

カ 重度障害者国立保養所に収容する。

キ 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道及び連絡船を利用する場合に無賃の取り扱いをする(47年度の乗車券引換証交付人員12万2,600人)。

なお,48年度においては,10月1日から,新たに戦傷病者戦没者遺族等援護法の処遇の対象となった戦傷病者について,療養の給付等が行われる。

このほか,この法律により,戦傷病者の更生や職業その他生活上の問題について,戦傷病者の相談相手となつて必要な助言指導を行う戦傷病者相談員の制度が設けられており,現在,全国で940人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

3 全国戦没者追悼式

先の大戦において死没した300万余の軍人,軍属,準軍属及び一般市民に追悼の誠をささげるため,政府は,38年から毎年8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

48年の式典は,天皇皇后両陛下御臨席のもとに,東京北の丸公園の日本武道館において,全国の戦没者遺族代表をはじめ,国会,政府その他各界の代表等約6,000人が参列して厳粛にとり行われた。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

4 ルバング島における元日本兵の搜索等

47年10月19日,フィリピンのルバング島において,元日本兵2名が現地警察軍と遭遇し,1名が死亡し1名が逃亡するという事件が発生した。遺体検分の結果と従来の経緯から,死亡した者は小塚元一等兵であり,逃亡した者は小野田元少尉であることが明らかとなった。

厚生省は,小野田元少尉の救出のため,10月22日以降,厚生省及び警察庁の職員,家族,戦友,知人及び山岳会員等延べ106名の派遣団を同島へ送った。

派遣団は,フィリピン側の全面的な協力のもとに約6か月間にわたり,あらゆる手段を尽くした懸命の搜索を実施した。しかし,ついに小野田元少尉を発見するに至らず,小野田家からの申し出もあって,48年4月17日に搜索を打ち切り,今後は引き続き情報の収集に努めることとした。

ルバング島は,マニラの南南西130キロメートルに位置し,東西30キロメートル,南北10キロメートルの島で,先の大戦には75名の日本兵が守備していた。このうち31名が戦死し,40名は21年に帰還したが,小野田少尉,島田伍長,小塚一等兵,赤津一等兵の4名は投降しなかった。このうち赤津一等兵が26年3月二帰還し,その報告により,他の3名の生存が確認されたが,当時は平和条約締結前であったので,フィリピン政府に救出仕事を依頼した。29年5月には,フィリピン山岳部隊と交戦して島田伍長が死亡するという事件が発生したため,政府職員及び家族を派遣して約2週間にわたって搜索を行い,また,34年1月には,島民が殺傷されたという報道があったため,政府職員,家族,知人等を派遣して約6か月間にわたる搜索を行ったが,いずれも何の手がかりも得られなかった。このため,2名の元日本兵はすでに死亡したものと考えられていた。

なお,その他の地域における元日本兵の調査,救出については,今後は,在外公館,在外商社,戦友及び民間団体等の協力を得て従来以上に情報の収集を強化し,これに基づき,現地に職員を派遣するか,在外公館又は当該国政府に依頼して調査,救出を行うこととしている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

5 海外戦没者の遺骨の収集

先の大戦により海外で戦没した同胞の遺骨を収集するため,政府は,28年から33年にかけて,旧主要戦域に遺骨収集団を派遣して収骨作業を実施したが,42年度から新たな計画のもとに遺骨収集を実施してきており,47年度には,西マレーシア(スンガイパタニ),マリアナ諸島(サイパン,テニアン,ロタの各島),パラオ諸島(ペリリュー,アンガウル,パラオ本島の各島),トラック諸島において収集した。

42年度からの第2次計画は,47年度に予定地域を終わったが,なおまだ十分に処理したとはいえない実情にあり,政府は,48年度から更に第3次計画により,従来実施した地域を含めて積極的にその処理を促進することとしている。

なお,48年度においては,新しい施策として,民間団体に補助金を交付して,民間からの協力を得ることとした。

また,47年度には,フィリピンのカリラヤ(マニラ東南方約70キロメートル)に「比島戦没者の碑」を建立した。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

6 戦没者に対する叙位叙勲等

39年1月7日から再開された戦没者に対する叙位及び叙勲については,叙位対象者約8万人余,叙勲対象者約212万人(叙位を伴うものを含む。)のうち,48年3月第100回発令までに,叙位を伴うもの約7万人余を含む約198万人に対し叙勲が行われた。

また,軍人軍属のうち,定例叙勲発令済みの者約50万人に対し,45年度より勲記,勲章の伝達を開始され,48年3月までに,約19万人に対し賞賜物件の伝達が行われた。定期(臨時)叙位発令済みの者約36万人に対する位記の伝達は47年度から開始され,48年3月までに,約6,000人に対して位記の伝達が行われた。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護

1 未帰還者の調査

先の大戦が終結したとき海外残留を余儀なくされた未帰還者は,48年3月末現在3,498人となっている。その地域別内訳は,中国2,867人,ソ連(樺太及び千島を含む。)350人,南方163人,北朝鮮118人である。

未帰還者の調査は,国内的には帰還者から情報の提供を受けて,対外的には外交折衝又は赤十字ルート等による話し合いによって行っている。特に,中国内の未帰還者に対しては,47年に日中両国の国交正常化が行われたことを契機として,未帰還者名簿を在北京日本大使館に送付し,積極的にこれら未帰還者の状況調査を進め,その実態をは握することに努めている。

未帰還者の調査究明の結果,未帰還者は,47年度においては,死亡報告を行った者51人,戦時死亡宣告の審判が確定した者121人,帰還した者28人,自己の意志により帰還しないと認められた者2人,その他77人の計279人が減少したが,新たに未帰還者として180人がは握された。

なお,戦時死亡宣告を受けた未帰還者が身分上戦傷病者戦没者遺族等援護法の軍人軍属準軍属又は恩給法等の公務員に該当する場合は,原則として公務により死亡したものとみなされ,その遺族に対して,これらの法律により,遺族年金等が支給される。また,未帰還者に関する特別措置法に基づき,3万円(遺族年金等を受ける場合は2万円)の弔慰料が支給される。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護

2 引揚者の援護

終戦に伴う海外からの日本人の引き揚げは,34年に集団引き揚げが終了した後は,個別に便船を利用して続けられている。これら引揚者に対する援護としては,船運賃の国庫負担,上陸地における金品の支給,落ち着き先までの移送,定着後の住宅の貸与,就職あっ旋等が行われ,また,ソ連及び中国からの引揚者については,居住地から出境地までの旅費を国において負担する措置が講じられている。

最近,ソ連,中国及び韓国から個別引き揚げが行われており,同伴家族を含め,47年度には121人となっている。

なお,中国との国交正常化に伴い,今後同国からの引き揚げが促進されるものと期待されている。
